

鳥取市立病院看護師免許取得奨励補助金制度のご案内

鳥取市立病院に勤務する准看護師が、看護師免許を取得することを奨励する目的で奨励補助金制度を創設しました。

補助対象者

看護師免許を目指す鳥取市立病院の准看護師（非常勤嘱託職員を含む）で、看護学校に修学する者（全日制コース2年制、通信教育コース）

補助対象経費

①入学金、②授業料、③教科書・講義用資料の購入費、④白衣・実習靴の購入費、⑤通学に要する通勤定期の購入費、⑥住居借り上げ費（通学が困難であるとして管理者が認めた場合）、⑦その他管理者が特に認める費用

補助金の額

上記対象経費の合計額に10分の10を乗じた額以内で算定します。ただし、下記の各号に定める限度額によります。

① 県内の看護学校

・2年間で72万円が限度

〔入学年度は42万円まで
翌年度は72万円から入学年度に受けた交付金の額を控除した額まで〕

② 県外の看護学校（通信教育コース除く）

・2年間で144万円が限度

〔入学年度は84万円まで
翌年度は144万円から入学年度に受けた交付金の額を控除した額まで〕

③ 通信教育コース

・2年間で100万円が限度

〔通信教育開始年度は60万円まで
翌年度は100万円から通信教育開始年度に受けた交付金の額を控除した額まで〕

交付の条件

◎ 看護師免許の取得
看護学校を卒業（通信教育終了）後1年以内に看護師免許を取得すること。

◎ 鳥取市立病院に勤務

資格取得後、常勤職員として3年以上（補助金の交付を受けた時が非常勤嘱託職員であった人は常勤職員として5年以上）勤務すること。

* その他、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい。

〒680-8501
鳥取市的場1丁目1番地
鳥取市立病院 事務局総務課：塩野
TEL：0857-37-1522
FAX：0857-37-1553
E-mail：hp.tottori@hospital.tottori.tottori.jp

